

出席停止の期間の基準

感染症にかかった者の出席停止の期間の基準は下表のとおりです。ただし、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときはこの限りではありません。必ず主治医の指示に従うようお願いいたします。

区分	感染症名	出席停止の期間の基準
第 2 種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第 3 種	腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	
	その他の感染症	

（学校保健安全法施行規則より一部抜粋 平成 2 4 年 4 月 1 日一部改正）

【インフルエンザの場合】

発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで

	発症日 0 日目	発症日 1 日目	発症日 2 日目	発症日 3 日目	発症日 4 日目	発症日 5 日目	発症日 6 日目	発症日 7 日目
発症後 2 日目に 解熱した 場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 5 日目以内 なので 自宅休養	登校可能	
	出 席 停 止							
発症後 4 日目に 解熱した 場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校可能
	出 席 停 止							

※法律の改正により、原則として、最短でも発症日を含めて 6 日間は自宅休養となります。
集団感染を防止するためにご理解ご協力をお願いいたします。